

# エステティックサロンが倒産したら… 支払停止の手続きをお急ぎください！

## 相談事例

3年前に契約期間2年のエステティック10回コースを、個別クレジットを利用し約50万円で契約した。2回施術を受けたが、契約から数ヵ月後にサロン事業者の倒産を知った。倒産によりローンの支払いは止まると思っていたが、現在もクレジット会社からの請求が続いている。クレジット会社に問い合わせたところ、『契約期間から1年が経過し、期限切れのため、クレジット契約を解除することはできない。残り8回分についてもお支払いいただく必要がある。』と説明を受けた。残り8回分の施術は受けられないのに、完済するまでクレジット会社へ支払わなければいけないのか。



### \* 考えられるトラブル原因 \*

- 割賦販売法に基づく【支払停止の抗弁権】制度を知らなかった
- 事業者倒産発覚後、速やかにクレジット会社へ支払停止の申し出を行わなかった
- 相談先がわからず対応が遅くなり、対処できる時期を逃してしまった

……など



### 【支払停止の抗弁権とは？】

契約したサービスが受けられなくなった際に、一定の条件のもとクレジット会社に対し抗弁書を提出することで、ローンの支払停止を申し出ることができる制度です。

### 《 消費者が誤解しやすいポイント 》

- × サロンが倒産した場合は、自動的にクレジット会社からの請求も停止される  
⇒ サロンが倒産しても、クレジット会社からの支払いが自動的に停止されることはありません
- × クレジット会社からの請求が開始されると支払いを止めることができない  
⇒ 請求開始後でも契約状況に応じて、必要な手続きを行うことで支払いを止めることができます
- × クレジット会社へ連絡すれば支払停止など全て解決する  
⇒ クレジット会社への相談後も、状況に応じた確認や手続きが必要となる場合があります

トラブルを防ぐためも、契約内容や必要手続きなどについて、必ず確認をしておきましょう。  
契約事業者が倒産した場合は、早めにクレジット会社や適切な相談窓口へ連絡しましょう。

**※おかしいな？と思ったとき、トラブルになった場合は、消費者ホットライン(188)へ電話しましょう**